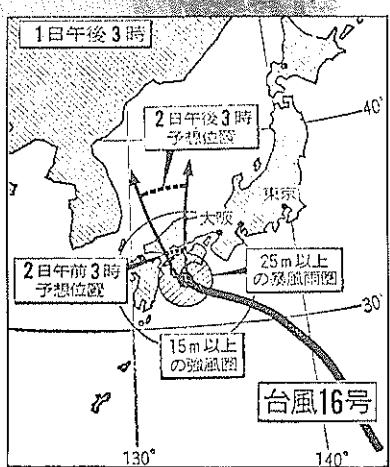


昭和49年9月10日発行（毎月2回1日・15日発行）編集と発行／南国市広報委員会／事務局／企画財政課広報公聴係

広報 なんこく

9/10 1974 No.180

編集・発行／南国市広報委員会



防潮堤が決壊し、土のう積みをする地元民ら（久枝で）

台風16号災害特集号

久枝防潮堤が決壊

五十戸、二百人に「ひ難命令」

『防災の日』の九月一日、台風16号は最悪のコースをとつて市を直撃、容赦なく猛威をふるつた。

このため、台風14・15号のツメ跡もなまなましい久枝海岸の防潮堤は、長さ二百㍍にわたりて決壊。稻生地区では下田川の高潮が逆流、またもや泥海の洗礼を受けるなど、市内全域で被害が相次いだ。

市対策本部の調べでは、九月四日現在の被害総額、九億二千万円で、農林災害などの調査が進むにつれ被害額も急増しそうだ。

台風災害は、いまや人災といわれる向きもあり、かけがいのない生命と財産を守るために根本的な対策が急がれている。

被害総額9億2千万円(9月4日現在)

台風16号



稻生地区

またも浸水

不気味なジグザグコースをたどっていたジャンボ台風16号は、九月一日、市内全域を暴風雨巻に巻き込んで大暴れ、無残なツメ跡を残して去った。

さきの台風14・15号で防潮堤が

陥没した久枝の海岸では、八月三

十日から三十日にかけて地元民

や消防団員三千人が出動して土

のうなどで決壊カ所を補強。しか

し、打ちつける波の力には、なす

田川の逆流とあってなすすべもない。
10号台風の教訓ではじまつた浦

戸湾高潮対策事業も遅々として進

まず、稲生地区では手つかず。

台風の近づくにつれ、下田川は

ますます水を増し、小久保、

西谷、林谷など水びたしとなつた。

被災バトロールに出た市長らも立

ち往生、現場にたどりつけない。

またもや泥海と化してしまつた。

翌日は、ギラギラの太陽、青

い空。昨日の猛威がウソのよ

うだ。

久枝の防潮堤は、粉々にふつ飛ばされ、ハウス烟は流失、煙の跡かたもない。セメントのカケラやちぎれた土のうが無残、まるで戦場の跡を思われる様相だった。

稻生は西部地区全城が浸水、泥

まみれの衣類や家具がちらばつて

いる。住民は度重なる浸水に復旧

の力もなく、ただぼ然といった表情だった。

海岸線の保安林、松の大木はボ

ッキリ、金壇の家屋も出た。

ハウスは不気味に支柱が散乱し

て、オクラ、ショーラがなどが全滅し

た。

市内全域が停電したため、復旧

スをつぶされ、農地を流失、生活

権を失つた。国、県に今後の生活

予想していたことが不幸にも適中

の被害状況の報告を求め、今後の

対策を話し合いました。

建設局に早急な補修を要請した。

稲生など、この度の災害は通常の

災害と性質がちがう。稲生では浦

島に怒りを感じるとともに、市としても重大な責任を感じ

ている。稲生の高潮対策も早急に

工事にかかるよう県に要請したい。

今後、市と一貫になって協力を願

いたい」と市議会に協力を要請。

と、きびしく国、県の行政姿勢を

想され、地元の西村議員と上京し

て建設省に陳情。き裂のあった直

後は浜田副議長・西村議員と高松

のあと議員から「市当局では

批評。久枝の防潮堤の決壊では「ハウ

ウスの補償問題が残るが、九月十

五日をメドにしたい方針」

行政怠慢の人災だ

国、県の防災対策を批判

市議会は九月三日、議員総会を開き、市長執行部から台風16号

の被害状況の報告を求め、今後の

対策を話し合いました。

建設局が経過と被害状況を報告。杉

本市长は「久枝は、この災害が予

想され、地元の西村議員と上京し

て建設省に陳情。き裂のあった直

後は浜田副議長・西村議員と高松

のあと議員から「市当局では

批評。

久枝の防潮堤の決壊では「ハウ

ウスの補償問題が残るが、九月十

五日をメドにしたい方針」

と、市議会に協力を要請。

しかし、久枝は、この災害が予

想され、地元の西村議員と上京し

て建設省に陳情。き裂のあった直

後は浜田副議長・西村議員と高松

のあと議員から「市当局では

批評。

久枝の防潮堤の決壊では「ハウ

ウスの補償問題が残るが、九月十

五日をメドにしたい方針」

すべもなく翌九月一日午前八時三十分ごろ、再び決壊。二百人を動員するとともに工法を変更。土のう、蛇かごなど約一万個で、命の守り。固めに懸命の作業が続いた。

そのうちに不気味な海鳴りをともない高潮は容赦なく防潮堤を越えて暴れまわった。

ちょうど午後六時十分が満潮。台風の襲来と満潮時が重なって、悲の事態となつた。ついに午後四時、生命に危険をおよぼす状態となつて作業を断念。五十戸、二百人の住民に「ひ難命令」をだして南部福祉館、久枝公民館に誘導した。

また、浸水の常襲地となつた芦ヶ谷にある排水ポンプも、下

田川の逆流とあってなすすべもない。

被災バトロールに出た市長らも立

ち往生、現場にたどりつけない。

またもや泥海と化してしまつた。

芦ヶ谷など水びたしとなつた

生地区でも、下田川が逆流、土手

を乗り越えて浸水が出はじめた。

生地区では手つかず。

台風の近づくにつれ、下田川は

ますます水を増し、小久保、

西谷、林谷など水びたしとなつた。

被災バトロールに出た市長らも立

ち往生、現場にたどりつけない。

またもや泥海と化してしまつた。

翌日は、ギラギラの太陽、青い空。昨日の猛威がウソのように

うだ。

田川の逆流とあってなすすべもない。

10号台風の教訓ではじまつた浦

戸湾高潮対策事業も遅々として進

まず、稲生地区では手つかず。

市災害対策本部の調べでは、九

月四日現在、全壊家屋三、半壊十

一、一部破損百十三、床上浸水五

十八、床下浸水七十二、り災世帯

七十二世帯二百二十五人。被害

額は、公共土木施設五億円、ハウ

ス、果樹など農産被害一億三千万

円、商工被害一億三千五百円など、あわせ

て被害総額九億二千八百三万円。

なお、調査がすすむにつれ、増加

するものとみられている。

川など災害対策特別委員会をつく

つて市と一諸に検討しては、「浸

水地のし尿くみ取り料は市がみる

べきだ。」など。このほか災害見舞

金、復旧資金の貸付制度などの要

求が提出され、最後に「被害把握に

万円を期し、必要に応じて早急に

題を考えるべきだ。下田川、国分

川など災害対策特別委員会をつくつて市と一諸に検討しては、「浸水地のし尿くみ取り料は市がみるべきだ。」など。このほか災害見舞金、復旧資金の貸付制度などの要求が提出され、最後に「被害把握に万円を期し、必要に応じて早急に予算措置を」と、土唐議長が締めくりました。

杉本市長、市議会議員は翌日、

県副知事をたずね、早急に防災対

策事業に取りくむよう強く要請し

ました。



自然の猛威 無残なツメ跡

“無残”命の守り たのみの網の防潮堤も、すさまじくたたきつける波の力にはなすすべもなかった。高潮をかむり、吹き荒れる風雨にもめげず、地元民や消防団員が懸命に積んだ“土のう”の擁壁も、みるかけもなくふっ飛んだ。粉々に飛び散った防潮堤が、無残なツメ跡だけを残して……。「この惨事を恐れて建設省には再三要望したのに……」住民はいきどおりと不安でいっぱいだ。（久枝の防潮堤）

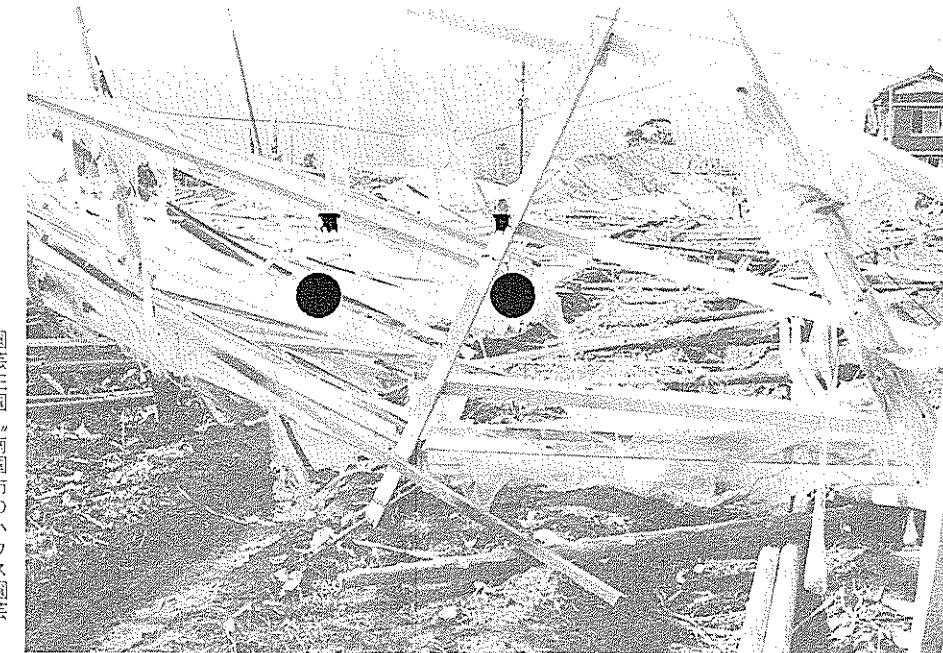
ハウスペちゃんこ 園芸王国・南国市のハウス園芸。

ハウスペちゃんこも 猛威をまともに受けてペチャンコ。オクラ、ショウガなどは全滅。かろうじて難をのがれたハウ

スも、床づくり・ビニール張りのやりなおしだ。（川村で）



消えたハウス畑 粉々になつた防潮堤のカケラ、土砂、ちぎれた土のう。ハウス畑は完全に埋没。わずかにハウスの支柱が首だけをのぞかしていた。ギラギラの太陽と青い空の下で……。生活の糧を失つた農家のあしたは……。



松もボッキリ 海岸線に大手を広げて立ちはだかる防潮林の大木。その役目もむなしく、あちこちでボッキリ。十市の大浜では全壊の家屋も出た。（浜牧田で）



またも洗札 下田川が逆流。高潮はようしゃなく土手を乗り越え、人家をひとのみ。またもや泥海の洗礼を受けた。度重なる浸水に住民の怒りも爆発。（稲生の北地で）





復旧へのツチ音

減税、低利の貸付金も



災害対策

不安な一夜が明けた二日朝、災害復旧のツチ音がはじまった。

市災害対策本部（本部長、杉本市長）は、全職員を動員して被害調査に全力。市内全域が停電したことや浸水のため給水、給食が相次ぎ、久枝、前浜、浜改田、十市などに給水。久枝、稻生などに延べ220人分の炊き出し弁当を配付。床上浸水や家屋の全壊、半壊世帯に救援物資。浸水地帯の消毒、ゴミ処理——と、ハチの巣をつついたようだ。

防潮堤が決壊した久枝海岸では台風シーズン中とあって、応急の防潮堤工事が急ピッチ。稻生の高潮対策で市長、市議会議員は4日、県副知事に強力な要請をした。

市は被災世帯への災害見舞金、税金の減免措置、救援資金の貸付けなどの対策に全力をあげるとともに今後の防災対策に取り組んでいる。

税 金

■市・県民税



▶個人市民税=(1)住宅（炊事場、便所など人の居住に最低必要な附属建物を含みます。）または家財で通常の生活に必要とするもので、その被害が3割以上で前年所得が400万円以下であるもの。

(2)農作物の減収（支払いを受ける共済金額などを控除した金額）が3割以上で、前年所得金額が400万円以下（農業以外の所得が120万円をこえるものを除く）のもの。

▶固定資産税=(1)土地・一筆ごとに算定し、面積の2割以上の損害（作物、家屋など地上物件の被害ではなく土地の流失、埋没など）のある場合。

(2)家屋・2割以上の損害を受けた場合、一棟ごとに算定します。

床上浸水程度では該当しません。

(3)償却資産・2割以上の損害の場

合。

▶国民健康保険税=市民税に準じます。

市民税の均等割のみの場合は市民税については減免の対象となりませんが、国民健康保険税は、個人市民税の(1)、(2)により年税額を対象に減免します。

▶県民税=市民税に準じて減免します。

県 税

県税の減免、納税の猶予などがとられます。申請には証明などを必要とする場合がありますので、あらかじめ電話などで照会してください。

後免県税事務所 3-2477

▶個人事業税=(1)事業用資産の価格の2分の1以上の損害(2)(1)以外の者で住宅または家財の価格の2分の1以上の損害

▶不動産取得税=取得した不動産の減失または損壊

（3年以内のすえおき）元金均等

の毎月払い

補修のとき……補修に要する費

用が10万円以上のとき

限度額10～210万円、移転70万

円、整地70万円。

利率5.5% 10年以内の償還(1

年以内のすえおき）、償還の方法は

建設のときと同じです。

申し込みは、もよりの公庫の業

務取扱金融機関。

■世帯更正資金（低所得者対象）

補修、改修資金50万円まで、災

害援護資金20万円まで、利率年3

分、6カ月すえおき、5～6年の

償還で、償還の方法は、月賦、半

年賦、年賦など希望により自由

申し込みは、社会福祉協議会

▶自動車税=自己の所有する自動車で相当の修繕をする損害または減失、損壊

▶自動車取得税=減失または損壊した自動車の所有者が3カ月以内に代替車を取得した場合

限度額は、200万円まで、利率

▶期限の延長、納税の猶予=災害を受け、その必要がある場合

国 税

所得税の減免や納税の猶予などがとられます。

住宅や家財の損害、事業用資産の損害などが対象になります。

くわしくは南国税務署へ

資金の貸付

■災害援護資金

家屋の全壊、半壊または家財の被害額がその価額の3分の1以上上のとき、50万円まで。

①南国市民であること ②前年度の控除後の所得額が150万円以下であることが条件。

償還10年（うち3年据置）据置期間中は無利子、その後年3分。保証人1人が必要です。

しみきりは12月28日まで

福祉事務所社会係



■自作農維持資金

農作物、農業用施設、農家住宅などが対象。農業生産法人は250万円、個人農家は50万円まで。

利率、年5%、3年以内のすえおきで20年以内の償還。

申し込みは、農業委員会まで。

■農業近代化資金

農業用施設などが対象。個人は200万円、(特認1,000万円)法人や5人以上で構成するもの1,000万円。利率、年9%（共同利用施設8%）県から1～4分、市から5厘の利子補給があります。

申し込みは、農林園芸課まで。

■小規模事業者への貸付

県内で6カ月以上ひき続き同一事業を営むものに設備資金、運転資金が融資されます。

限度額は、200万円まで、利率

台風16号で被災された市民のみなさんに心からお見舞申し上げます。その後の復旧はいかがでしょうか。三百十日、二百三十日と台風か。三百十日、二百三十日と台風

市長 杉本恒雄

シーザンにあたり、復旧に今なお二苦勞のことと思います。私たちも職員とともに徹夜で警戒、防災、救援に、最大の努力をいたしましたが、不手際もありまして、市民のみなさんには多くの被害と不安をあたえましたことを心からおわび申し上げます。

市議会、消防署、消防団はもちろんのこと、地元の人たちの絶大なご協力、ご努力に対しまして衷心よりお礼い申し上げます。満潮が不幸にも重なり、久枝防潮堤の決壊、稻生の高潮による浸水

と、未曾有の災害を被りました。これが復旧と防災対策につま

しては、市議会のご協力もいただ

き、強力に国、県に要請し、早急に工事にとりかかるよう最大の努力を計る決意でございます。

九億一千万円にのぼる被害を被ることとなりましたが、ただ、不

幸中の幸で、尊い命には犠牲がなく、せめてもの救いと、胸をな

ぜおろしております。

市民のいのちと財産を守るために、二度とこのような災害でのないよ

う万円の努力をはらつていくとど

もに、すべての点に、なお手ぬか

りのことが多いと思いますので、お気付のことはご遠慮なく申し

てくださいようお願いいたします。

（3年以内のすえおき）元金均等

の毎月払い

補修のとき……補修に要する費

用が10万円以上のとき

限度額10～210万円、移転70万

円、整地70万円。

利率5.5% 10年以内の償還(1

年以内のすえおき）、償還の方法は

建設のときと同じです。

申し込みは、もよりの公庫の業

務取扱金融機関。

■世帯更正資金（低所得者対象）

補修、改修資金50万円まで、災

害援護資金20万円まで、利率年3

分、6カ月すえおき、5～6年の

償還で、償還の方法は、月賦、半

年賦、年賦など希望により自由

申し込みは、社会福祉協議会

広報お知らせ版

9月15日～10月10日

市民賞の募集

ことしも11月3日文化の日に市民賞の表彰を行います。

広く市民のなかからかくれた篤行者を推せんしてください。

本市の市民または市外在住者で本市に関係のあるもの（個人、団体）で、産業・教育・文化・政治・社会・労働・その他公共の福祉に寄与し、その行為がとくにすぐれ他の模範となるもの、とくに功績のあったものを表彰します。

ただし、法令その他の規定により表彰された事績はのぞきます。

9月20日までに企画財政課秘書係または各支所まで。

南国市民まつり

市民がこぞって参加できる催しを——。ことし始めて、おどりや花火などの南国市民まつりが計画されました。この日一日を老若男女、楽しくすごしたいものです。

とき、9月21日（土）午後5時30分から

ところ、大篠小学校庭（市役所周辺は交通事情などのため変更される予定です）

不燃物の収集

9月16日野田／17日東町、横町中町、中の丁／18日西町、榮町、19日陣山、三島、上末松、下末松西山、上甘枝、西島、吉市／20日野中1～8区、南小瀬、北小瀬、21日宇田、東崎、祈年／23日國府岩／24日笠の川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原／25日中島、三島、吉田、常通寺、江村、小瀬／26日植田、久礼田／27日植野、領石／28日瓶岩、上倉／10月1日里改田、片山／2日浜改田／3日前浜（下島里、下島浜、久枝を含む）4日立田／5日田村／8日稻生／9日能間、野田口、城陸、朝日町10日稻吉、西瀬、新川、鈴江

休日在宅医

9月15日＝川本医院（宇田）4-2543／9月16日＝なんごく産婦人科（後免）4-2910／9月22日＝小松診療所（稻生）5-8334／9月23日＝東川整形外科（大塙）3-3261／9月29日＝小栗医院（十市）5-8405／10月6日＝吉川診療所（稻生）4-3183／10月10日＝柴田外科（大塙）4-3412

乳児などの検診

18日種痘判定・市内の医療機関で／19日結核検診・9時30分～10時20分中島土居タタミ店前、10時40分～11時40分等の川みかん選果場、13時30分～14時30分小蓮の西岡スタンド・種痘判定・市内の医療機関で／20日結核老成人検診・9時30分～11時30分、13時～14時30分岡豊公民館・種痘判定・市内の医療機関で／26日結核検診・9時30分～11時30分下野田公民館、13時30分～14時30分後免町公民館

10月1日乳児検診・14時～14時30分（対象＝生後2ヶ月～満1歳まで（岡豊公民館）／3日乳児検診13時30分～14時30分（対象＝昭和49.1.1～49.7.31生れで三和、前浜地区乳児）三和公民館・愛育相談・9時30分～11時30分、13時30分～14時30分（対象＝昭和48.9.1～49.8.31）中央福祉館／4日乳児検診・13時30分～14時30分（対象昭和48.8.1～48.12.31生れ）三和公民館／9日愛育相談・9時30分～11時30分、13時～14時（対象＝昭和48.9.1～49.8.31生れ）東部公民館

市民相談など

国保税の1期分・納期9月30日
人権・行政相談・20日（毎月20日）10時～15時 後免町公民館
法律（弁護士）無料相談・28日10時～12時、社会福祉協議会

狂犬病の注射と登録

予防注射と49年度の登録を次の日程でおこないます。

前回の狂犬病予防注射済証明書を必ず持参してください。

なお、つり銭のいらないようお願いします。

月	日	実施ヶ所	時	間
10	1	西山公民館	午前	9:00～10:00
	2	長岡東部	"	10:30～11:30
1	3	栄町	午後	1:30～2:00
2	4	中央福祉館	"	2:30～2:50
3	5	明見保育所	午前	9:30～10:00
4	6	竹中公民館	"	10:30～11:30
5	7	南国市立体育館	午後	1:30～2:30
6	8	物部農業支所	午前	9:30～10:00
7	9	吉田公民館	"	10:30～11:30
8	10	吉田支所	午後	1:30～2:30
9	11	久枝公民館	午前	9:30～10:10
10	12	前浜農業前	"	10:30～11:30
11	13	野田小学校	午後	1:30～2:30
12	14	三和町公民館	午前	9:00～10:00
13	15	浜改田中田公民館	"	10:30～11:20
14	16	上古支所	午後	1:30～2:30
15	17	別擧林木会公民館	午前	9:30～10:00
16	18	岡豊地区公民館	"	10:30～11:30
17	19	稻生地区公民館	午後	1:30～2:30
18	20	奈路公民館	午前	9:30～9:50
19	21	映岩農協前	"	10:00～10:30
20	22	鎌石支所	"	10:40～11:20
21	23	黒瀬公民館	午後	1:30～2:00
22	24	白木笠農協前	午前	9:00～9:20
23	25	上八京音田宅前	"	9:30～9:40
24	26	川前農業前	"	10:00～10:50
25	27	久礼田地区公民館	"	11:00～11:50
26	28	別擧林木市場	午後	1:30～2:00

■狂犬病予防法により狂犬病の予防注射を年2回（4月と10月）、登録を毎年1回しなければなりません。

料金

▶定期登録、予防注射

登録料 300円

注射料 400円

▶獣医の巡回による予防注射

（注射のみ）1,000円

▶獣医宅で予防注射を受けた場合

（注射のみ）800円

■獣医の巡回による狂犬病予防注射では登録はなされておりませんので上記の実施ヶ所でもれた方は市役所公害環境課まで、登録をおいてください。

■野犬がふえてこまっています。
不用犬は捨てないように——。

公害環境課